令和８年１０月更新

徳島市のわかりやすい財政情報（ざいせいじょうほう）

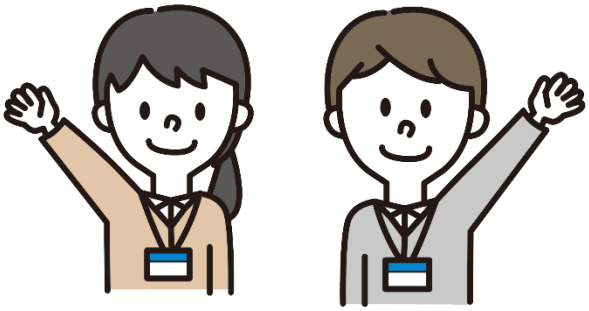



徳島市イメージアップ
キャラクター
「トクシィ」

Q & A

（もくじ）

Ｑ１．「徳島市の当初予算」は、どんな手順で作られているの？ ・・・ １
Ｑ２．「予算」は、どのように決定され、管理されているの？ ・・・・ ２
Ｑ３．「財政健全化法（ざいせいけんぜんかほう）」っていうことばを耳にするけど、どういうものなの？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
Ｑ４．収入の状況はどうなの？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
Ｑ５．貯金の状況はどうなの？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
Ｑ６．無駄遣いをしているんじゃないの？・・・・・・・・・・・・・・ ８
Ｑ７．借金の状況はどうなの？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
Ｑ８．借金はどうしてするの？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
Ｑ９．借金は返済していけるの？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１



Ｑ１．「徳島市の当初予算」は、どんな手順で作られているの？



予算は、収支計画であると同時に、市長の政策方針を具体的にコスト表示したものです。そのため、予算編成は、市長の考え方を「予算編成方針」として共有することからスタートします。

編成方針に基づき、各課から提出された予算要求書類の内容を精査し、限られた収入の中でどの事業に取り組むべきか施策の優先順位付けによる取捨選択や、地方債などの財源調達を行うことで収支のバランスがとれた予算へと編成する作業が予算編成です。

９月「予算編成方針」の作成
今後の収支見通しや国・県の動向、総合計画や行財政改革の取組方針等を踏まえ、予算編成を行う上での市長の考え方、各課からの予算要求の基本ルールをまとめた「予算編成方針」を作成する。

10 月上旬「予算編成方針」の公表
予算編成方針を庁内で共有し、各課に対し予算要求書類の作成・提出を依頼する。

11～12 月　財政課担当ヒアリング
担当課から要求があった予算について、事業内容、積算根拠、財源、市民ニーズや事業効果を確認し、必要性や課題の整理を行う。

12 月　財政課長ヒアリング
財政課担当によるヒアリング結果の報告を受けたのち、必要に応じて担当課長から事業内容等の説明を受け、保留事項の整理を行う。

翌１月中旬　財政部長ヒアリング
財政課長整理後の予算要求内容について報告を受けたのち、必要に応じて担当部局長から事業内容等の説明を受け、保留事項の整理を行う。

翌１月下旬　副市長ヒアリング
財政部長整理後の予算要求内容について報告を受けたのち、必要に応じて担当部局長から事業内容等の説明を受け、保留事項の整理を行う。

翌２月初旬　市長査定
各部局長から予算概要の説明を受けたのち、副市長整理後の保留事項について、担当部局長から説明を受け、査定を行う。

翌２月上旬　「予算案」内容決定
作成された予算案は、議会に提出後、審議を経て成立することになる。

「予算（案）」
ここでは、年度当初予算（案）の作成手順を示しているが、年度途中には、「補正予算（案）」を作成する場合がある

※「補正予算」
年度途中において、予算の変更・追加が生じた場合に、作成する予算
※基本的には、議会の開会に合わせて作成する

「ヒアリング」
予算の内容を確認し、課題・問題点の整理や、予算額の整理などを行うこと

「査定」
確定していない予算計上の有無や計上額の決定を行うこと

「保留事項」
予算の決定について上層の判断を必要とするもの



Ｑ２．「予算」は、どのように決定され、管理されているの？



「予算（案）」
ここでは、年度当初予算（案）の作成手順を示しているが、年度途中には、「補正予算（案）」を作成する場合がある

※「補正予算」
年度途中において、予算の変更・追加が生じた場合に、作成する予算
※基本的には、議会の開会に合わせて作成する

「（～翌５月）」
翌４月～５月は出納整理期間と呼ばれ、３月末までに確定した支出入に対する未収入、未払いの整理を行う期間とされている

「予算執行方針」
予算の支出入に際して、基本的な考え方を示し、それに基づいて支出入を管理するもの

「決算審査特別委員会」
一般会計、特別会計、企業会計の決算内容を審査する委員会

徳島市では、作成した予算（案）を、次の流れで決定し、毎年度の予算を管理しています。

３月上旬

予算（案）を議会に提出

３月上旬～下旬

議会で予算の審議・議決

（予算が成立[決定]）

予算を市民の皆さんに公表

４月～翌３月（～翌５月）

予算執行方針を通知
予算に基づき、事業を実施

予算に基づく事業の実施と、収入の受入れやお金の支払いを管理

翌６月～８月

決算書の作成

翌９月上旬

決算書を議会に提出

翌 10 月

決算審査特別委員会の開催

一般会計、特別会計、企業会計の決算書を審査

翌 12 月

議会で決算の認定

決算を市民の皆さんに公表



Ｑ３．「財政健全化法」っていうことばを耳にするけど、どういうものなの？



これまで、赤字になった自治体は、「地方財政再建促進特別措置法」に基づいて、財政の再建を行ってきました。

しかし、この制度では、財政破綻の状態に陥る前に、早期健全化を図る規定はなく、また、自治体の財政全体を評価することもできなかったために、夕張市のような財政破綻を招く結果も生じたといえます。

このことがきっかけともなって、国では、これまで５０年も続いたこの制度を見直し、平成１９年６月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が成立しました。

新しい制度では、
⑴公営企業や公社・第三セクターなども監視対象にすること
⑵単年度だけでなく、将来負担する債務も含めた財政状況の判断指標を導入すること
⑶財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状態の改善に着手させること
などの特徴を持っています。

その財政状況を判断する指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の、いわゆる健全化判断比率が示され、この４つの指標について、毎年度、議会に報告し、市民の皆さんに公表することが義務づけされました。

指標には、早期に健全化を図るための基準（イエローカード）や、さらに、財政の再生を図るための基準（レッドカード）が決められており、基準以上になると、早期健全化を図る計画や再生を図る計画を策定することが義務づけられています。

また、地方公共団体が経営する公営企業についても、企業ごとに資金不足の状況を示す資金不足比率を健全化判断比率と同様、毎年度、議会に報告し、市民の皆さんに公表することとなっており、基準以上になると経営の健全化を図る計画を策定することが義務づけられています。

「公営企業」
水道やバス、病院など地方公共団体が経営する企業のこと

「第三セクター」
地方公共団体と民間企業による共同出資によってできた法人（会社）のこと

「実質赤字比率」
標準財政規模（毎年安定して得ることのできる収入）に対する普通会計の赤字の割合

「連結実質赤字比率」
標準財政規模（毎年安定して得ることのできる収入）に対する介護保険や水道、病院事業など全ての会計にかかる赤字の割合

「実質公債費比率」
標準財政規模（毎年安定して得ることのできる収入）に対する普通会計等の借金返済の割合

「将来負担比率」
標準財政規模（毎年安定して得ることのできる収入）に対して、普通会計が公社や第三セクター等も含めて将来負担する債務の割合

「資金不足比率」
毎年の事業収入に対して、現金がどのくらい不足するのかを示したもの

「普通会計」
全国共通の行政活動を一つの区分にした会計で、他団体との財政比較ができる

◆健全化判断比率及び資金不足比率の算定にかかる各会計等の対象範囲

（旧制度）

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）

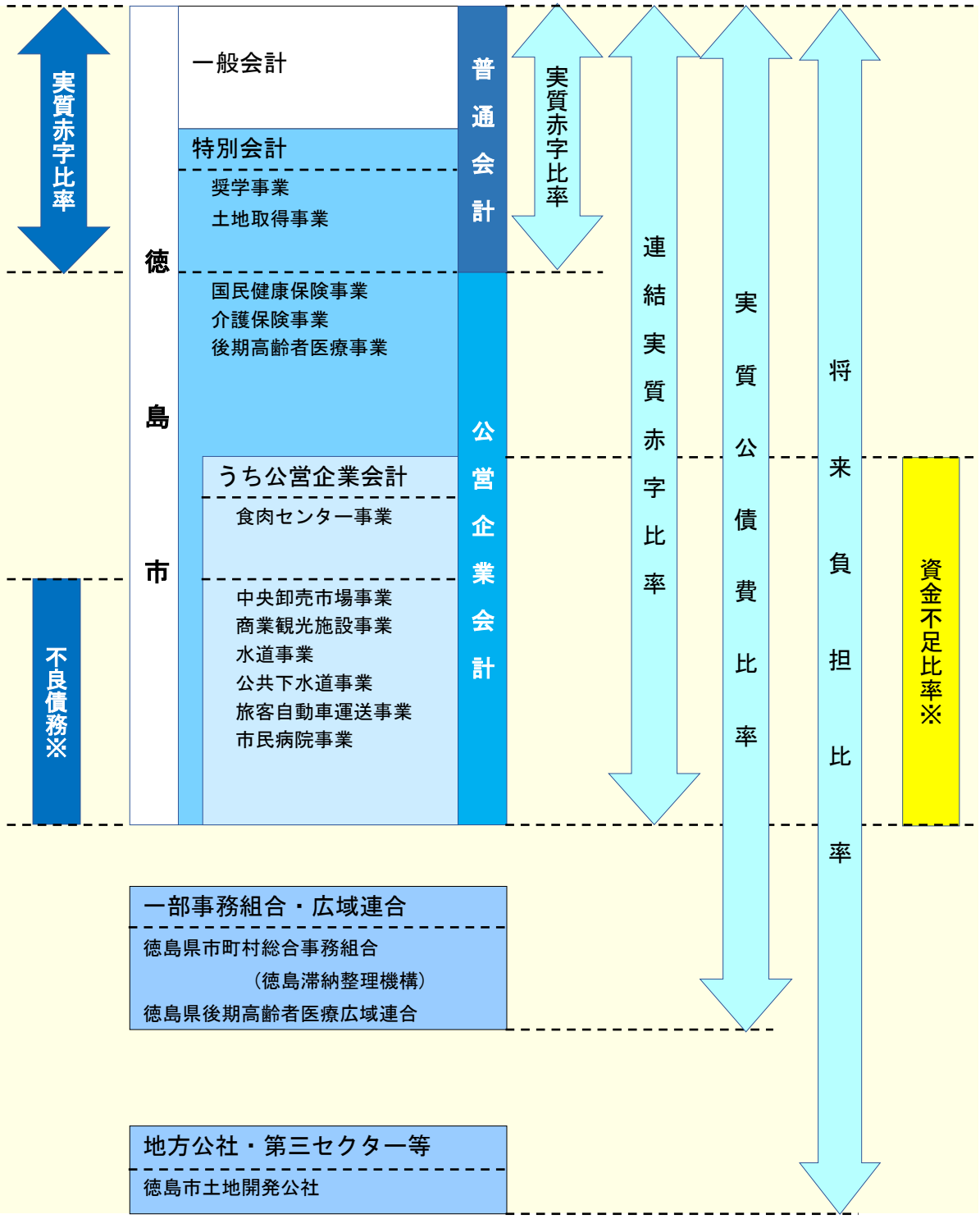

「※（不良債務・資金不足比率）」・・・公営企業会計ごとに算定

令和７年度決算　本市における健全化判断比率の状況

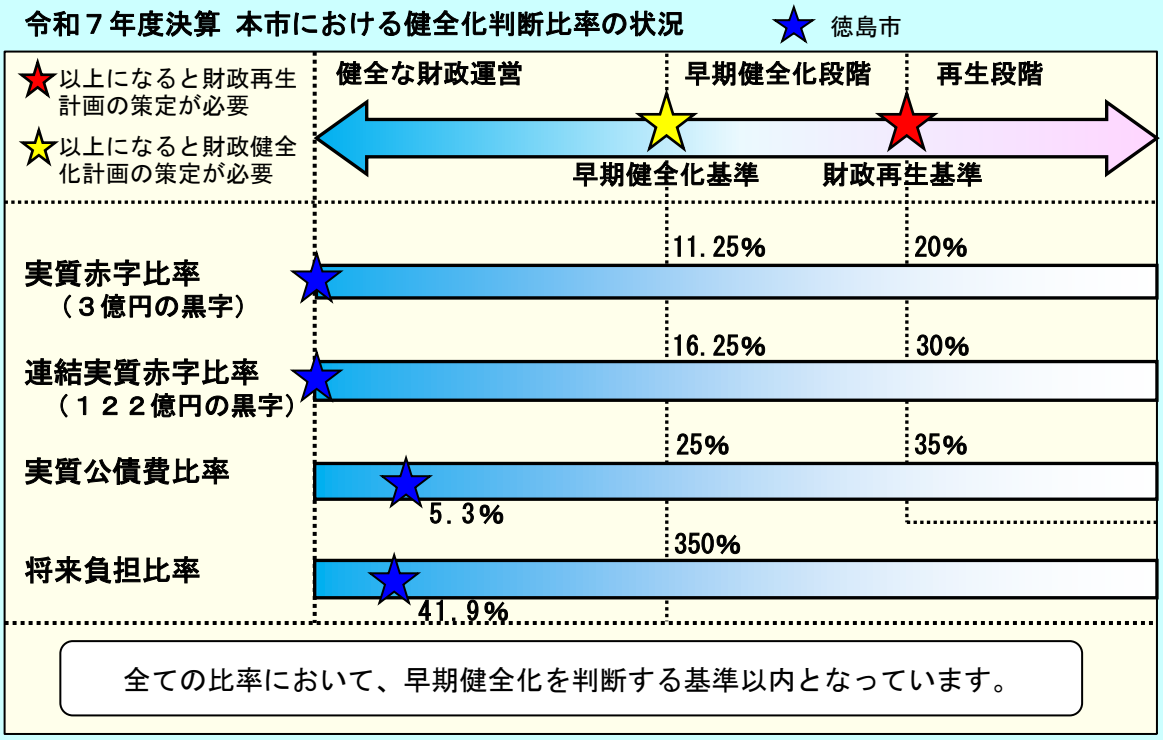

令和７年度決算　本市における資金不足比率の状況

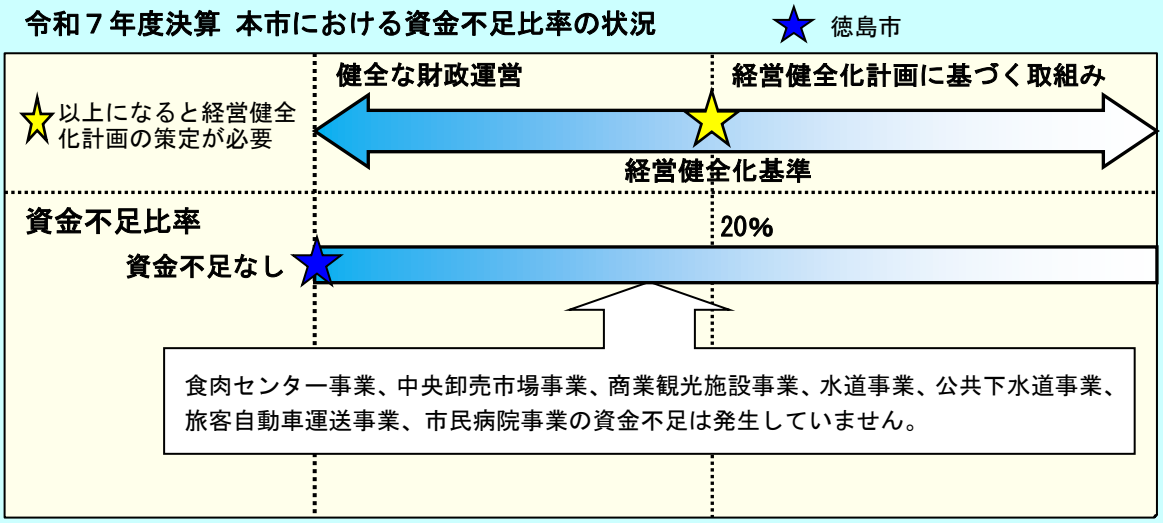

会　計　名	資金不足比率	資金不足額・剰余金	事業規模（事業収入）
食肉センター事業	－	０円	０．８億円
中央卸売市場事業	－	８．７億円	３．８億円
商業観光施設事業	－	０円	３．１億円
水　道　事　業	－	５５．４億円	４２．０億円
公共下水道事業	－	１０．７億円	２７．５億円
旅客自動車運送事業	－	２．９億円	２．３億円
市民病院事業	－	２７．２億円	１０６．９億円



Ｑ４．収入の状況はどうなの？



「普通会計」
全国共通の行政活動を一つの区分にした会計で、他団体との財政比較ができる

「一般財源収入」
税金収入などのように、いろいろな行政活動の財源として自由に使えるお金のこと

徳島市の令和７年度の収入総額（普通会計）は、地方消費税交付金や地方交付税の増などにより、主要一般財源収入が増加したことにより、前年度に比べて増えています。

しかし、中東情勢や物価高騰の影響などにより、市税収入や地方消費税交付金などの動向は不透明であることに加え、義務的経費である扶助費や繰出金が依然として高い水準にあるなど、先行きの見通しが難しい財政運営が予測されます。

今後も、将来にわたって質の高い行政サービスの提供と持続可能な安定した財政基盤の構築に向け、歳入・歳出両面における徹底した見直しを行い、効率的・効果的な財政運営に努めていかなければなりません。

「地方交付税」
全国どこでも一定のサービスが受けられるよう、一定のサービスに必要な財源の不足額を基準に国から交付されるもの

「地方譲与税」
国が徴収した税金を一定の基準によって地方に分配するもの

「臨時財政対策債」
国が地方に交付するお金の不足分を借金という形で地方が負担するもの
※次年度以降、毎年の返済相当分が地方交付税に算入される

（徳島市の普通会計）
一般会計、奨学事業特別会計、土地取得事業特別会計を合算したもの

◆主な一般財源収入の推移

※「主な一般財源」→税収入、地方交付税（ちほうこうふぜい）、臨時財政対策債（りんじざいせいたいさくさい）、地方消費税交付金（ちほうしょうひぜいこうふきん）など

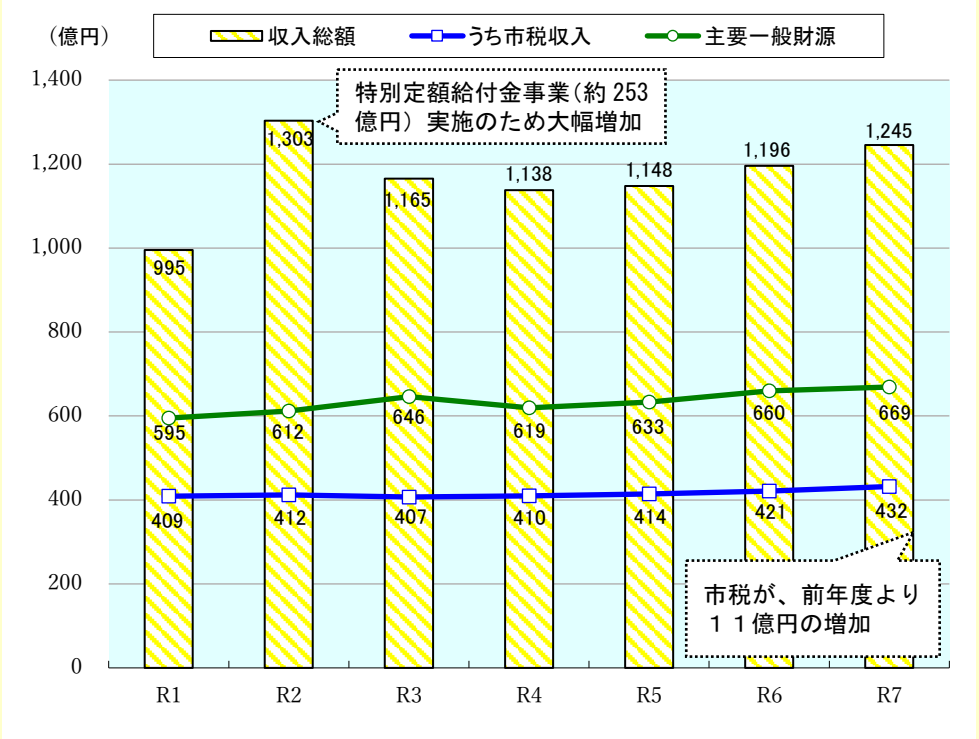



Ｑ５．貯金の状況はどうなの？



徳島市は、平成元年度から平成１９年度までの間、毎年、貯金（財政調整基金や減債基金）を使って赤字にならないように調整してきました。

しかし、このような対応には限界があり、平成１６年度に試算した今後の見通しでは、平成１９年度には貯金はなくなり、４年後には財政再建団体（民間企業でいう倒産状態）になることが想定されました。

そういう状態に陥ることを避けるため、徳島市では、平成２１年度までを集中取組期間として、行財政の健全化に取り組んできました。その結果、平成１９年度以降「０」になる見込みだった貯金額は、平成２２年度末で「５１億円」を確保できました。

今後とも、安定した財政運営を行うためには、できるだけ貯金を使わず、その年の収入でその年の支出を賄える財政構造にしていく必要があります。そのため、平成２２年度以降においても引き続き、行財政の健全化に向けた取り組みを進めています。

令和７年度末における基金残高は１０４億円となっています。

「財政調整基金」
使い道は自由で、家庭でいう普通貯金のようなもの

「減債基金」
借金（地方債）の返済に使う貯金のこと

◆貯金（財政調整基金と減債基金）の推移

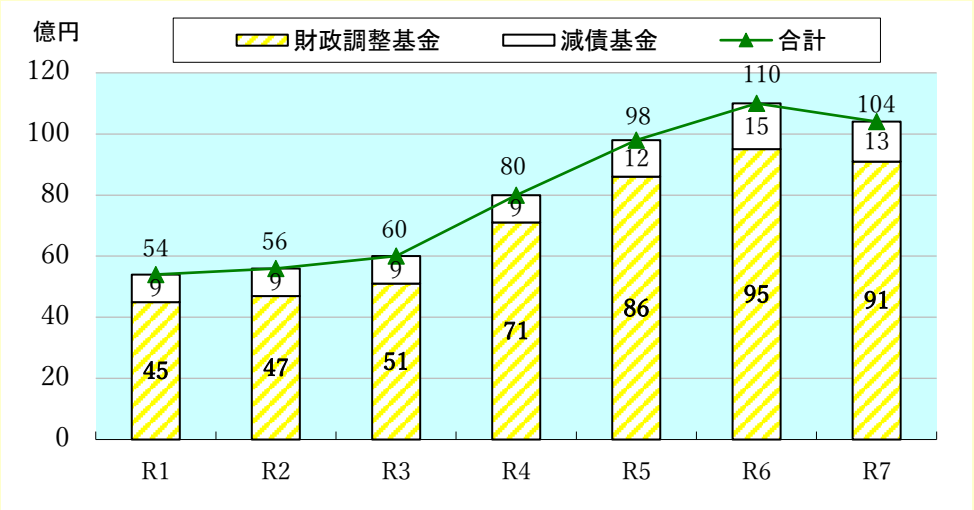



Ｑ６．無駄遣いをしているんじゃないの？

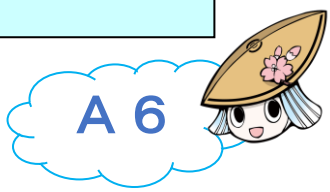

「普通会計」
全国共通の行政活動を一つの区分にした会計で、他団体との財政比較ができる

（徳島市の普通会計）
一般会計、奨学事業特別会計、土地取得事業特別会計を合算したもの

徳島市では、常に市民サービスの向上を図るための効果的な支出の検討と同時に支出総額の抑制にも努めてきました。

毎年、どうしても支出が必要な人件費（給料など）については、行財政の健全化による職員体制の見直しなどによって横ばい傾向にありますが、社会環境の変化による行政需要の拡大等により、令和６年度からは増加しています。扶助費（生活保護、乳幼児医療等の助成、高齢者・障害者への支援など）は、年々増加傾向にあり、抑制することが難しい状況です。

一方、投資的（建設）経費については、近年、真にまちの維持・発展に必要と思われる投資（建設）事業を選択して予算化を行い、その抑制にも努めていますが、防災・減災対策や老朽化が進む公共施設への対応など、財政需要の増大が見込まれます。

今後も、少ない経費で大きな効果の期待できる事業の推進に努めていきたいと考えています。

◆人件費・扶助費・投資的経費の推移（普通会計）

(1)　人件費は、健全化への取り組みなどにより、令和２年度から令和５年度まで横ばい傾向にあったが、１割増加し、扶助費は、現下の経済情勢から増加傾向にある。

(2)　投資的経費は、防災・減災対策や老朽化に伴う公共施設への対応により、増加傾向にある。

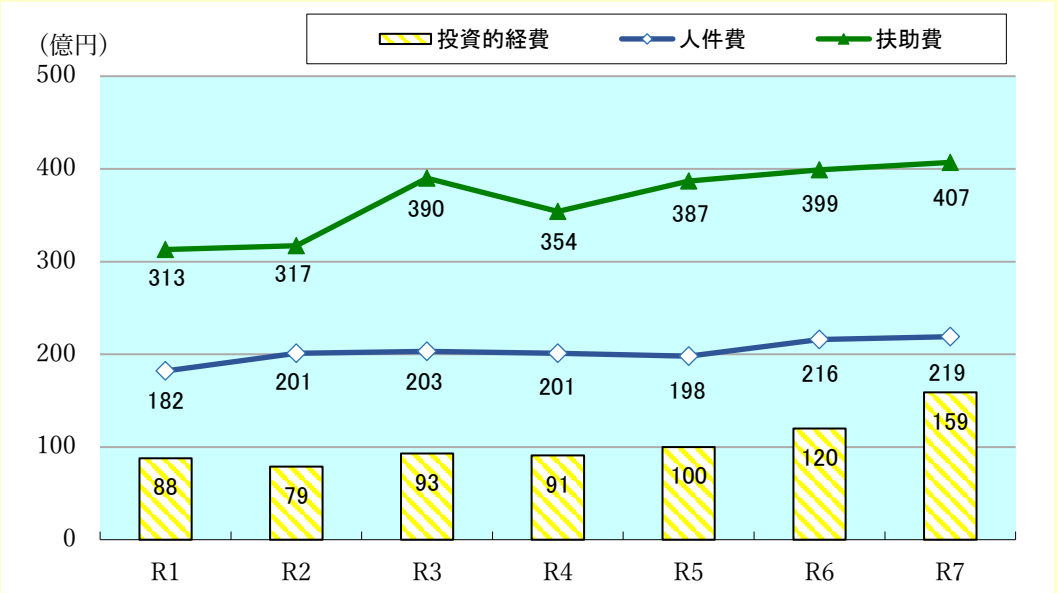



Ｑ７．借金の状況はどうなの？



借金（地方債）については、臨時財政対策債が減少傾向であったことから令和４年度からは減少傾向でしたが、令和７年度は前年度末に比べて増加しています。

これには、危機管理センターを新築したことなどによる地方債が増加したことが要因として挙げられます。

※臨時財政対策債については、毎年の借金返済相当分が国から地方交付税として交付される仕組みになっており、徳島市の実質的な負担はありません。

「臨時財政対策債」
国が地方に交付するお金の不足分を借金という形で地方が負担するもの
※次年度以降、毎年の返済相当分が地方交付税に算入される

「地方交付税」
全国どこでも一定のサービスが受けられるよう、一定のサービスに必要な財源の不足額を基準に国から交付されるもの

◆借金（地方債）残高の推移（普通会計）

借金（地方債）残高は、臨時財政対策債の発行額が増加しているため、令和３年度まで増加傾向となっており、令和４年度からは減少していたが、令和７年度は増加している。

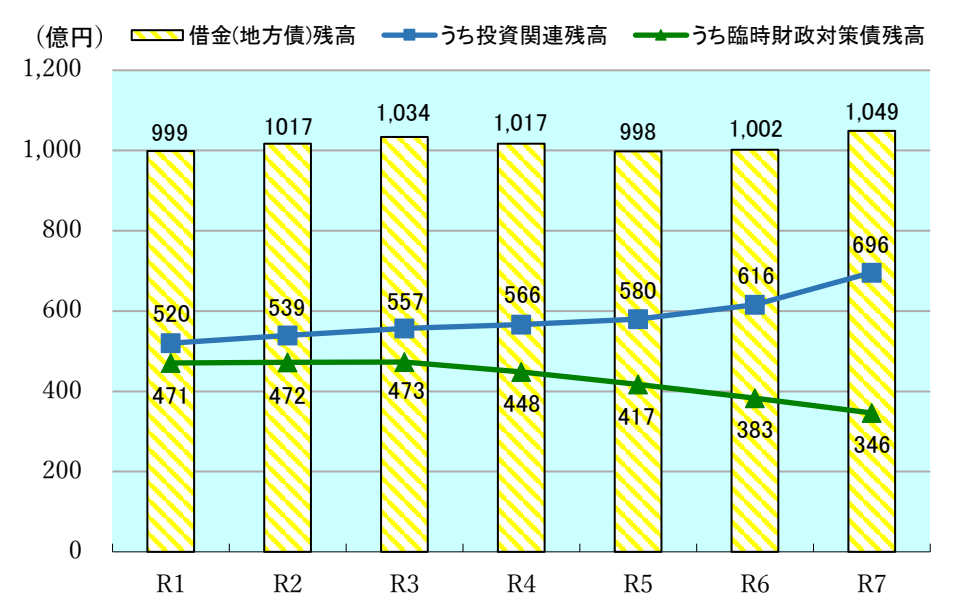

「普通会計」
全国共通の行政活動を一つの区分にした会計で、他団体との財政比較ができる

（徳島市の普通会計）
一般会計、奨学事業特別会計、土地取得事業特別会計を合算したもの



Ｑ８．借金はどうしてするの？



借金（地方債）は、主に道路や学校、公園の整備などの投資事業を行う場合にしています。

借金をする理由としては、一度に多額の経費を賄えないことが大きな理由ですが、長い年月、使用する道路や学校などについては、次世代の方も利用することから、その「公平負担」という観点から次世代の方に、その返済の一部を負担してもらうこととしています。

※　最近では、国の収入が不足し、地方に交付するお金が不足する場合に借金をしています。（この場合は、次年度以降で毎年の借金返済額相当が国から自治体に交付される仕組みになっています。）



Ｑ９．借金は返済していけるの？



借金（地方債）は、制度上、県の同意や許可が必要であり、返済できないほど借りることは、基本的には不可能です。

しかし、毎年の借金返済額は少ないほうがよいのは当然のことです。その分、いろいろな活動にお金が使えることになります。

徳島市では、令和７年度決算（普通会計）において、借金返済に使ったお金は、全体の約７％で、人口１人あたりの借金返済額では、県庁所在地（東京都を除く４６道府県）の中では、５番目に少ない結果となっています。

これを年収５００万円（月収約４２万円）の家計に例えると、そのうちの３５万円（１か月当たり約２．９万円）を住宅ローンなどの返済に使っているということになります。

決して、返済できない金額ではないと考えていますが、借金する際には十分精査するとともに、できる限り、その抑制に努めていきたいと考えています。

「普通会計」
全国共通の行政活動を一つの区分にした会計で、他団体との財政比較ができる

（徳島市の普通会計）
一般会計、奨学事業特別会計、土地取得事業特別会計を合算したもの

◆借金返済額及び借金の推移（普通会計）

(1)　借金返済額（公債費）は、９０億円ほどで推移

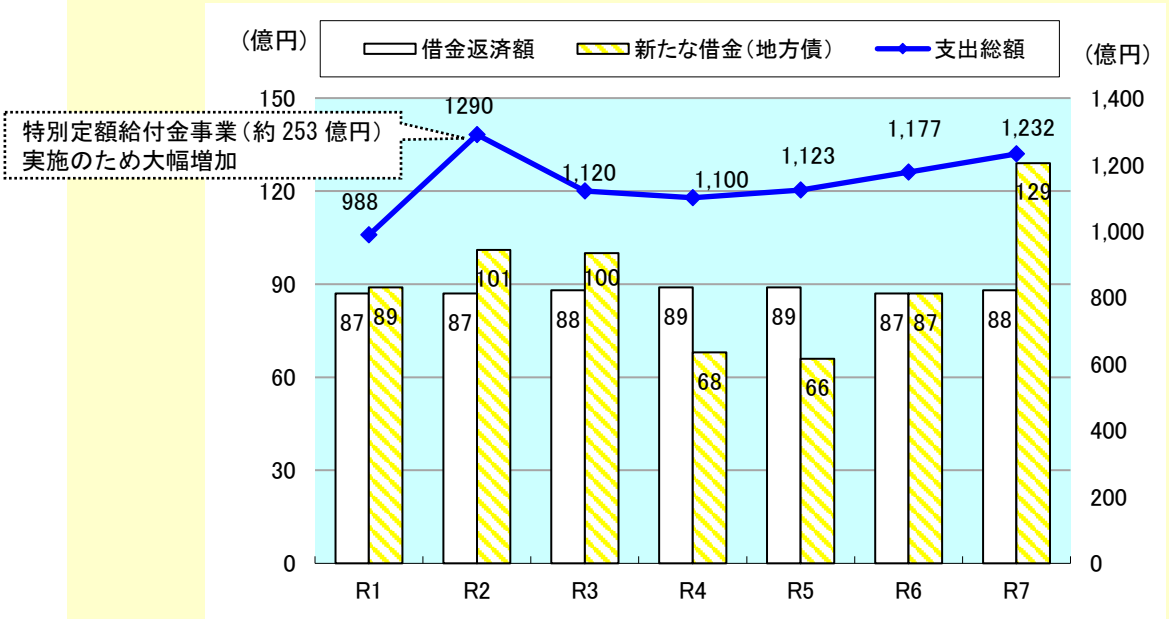

みんなで考えよう！
まちの財政



市民の皆さんに、少しでも「まちの財政」について、身近に感じていただければ、幸いです。

何でも結構ですので、ご意見等がありましたら、ご連絡ください。

徳島市のホームページ（http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/zaisei/zaisei_about/index.html）にも、「財政」のことを掲載してありますので、ご覧ください。

＜連絡先＞
徳島市幸町２丁目５番地　徳島市役所　財政課
TEL：088-621-5048